

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（廃スラッジ回収設備の設置）に係る面談

2. 日時：令和5年10月19日（木）10時00分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 16階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

森審査班長、佐藤室長補佐、石井安全審査官

東京電力ホールディングス株式会社福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所 担当5名（3名はテレビ会議システムによる出席）

プロジェクトマネジメント室 担当1名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、現在審査中の実施計画変更認可申請（廃スラッジ回収設備の設置）に関し、資料に基づき説明があった。
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、以下のコメントを行った。
 - ✓ 特定原子力施設の審査等に係る技術会合（以下「技術会合」という。）におけるコメントリストを示し、今後の技術会合において何を回答して進めていくのか整理した上で示すこと。
 - ✓ 遠心分離機室及び廃スラッジ充填室の隙間部における空気の吸引による気流の形成について、試験を行った上でその結果を整理するなど隙間部の閉じ込めの実現性を示すこと。
 - ✓ 廃スラッジ充填室、汚染検査室及び容器搬出入室は、シャッターの開閉及び気流によって汚染拡大防止を図るとしているが、シャッター全開時においても放射性物質が積極的に拡散しないとする具体的な根拠について示すこと。
 - ✓ 同シャッター閉止時の隙間については、気流確認用リボンの揺らぎを監視カメラにて目視することで気流の確保を確認するとしているが、差圧計を設置するなど運転中の負圧維持が継続的に確認できる方法を検討し、示すこと。
 - ✓ ダスト取扱エリアである廃スラッジ充填室の排気系統がダスト取扱エリア用ではなくダスト管理エリア用の系統に接続している理由について、具体的かつ定量的な根拠を含め資料に示して説明すること。
 - ✓ 放射性物質の閉じ込め対策について、漏えいした場合においても屋外収納ユニットコンテナ内に閉じ込めるとしているが、同コンテナの気密性（たとえば容器搬出入室における容器搬出入用ハッチ部分等）について説明すること。
- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨回答があった。

6. その他

資料：

・ 2.10 放射性気体廃棄物の処理・管理への適合性